

## 参議院改革協議会

### 協議員一覧（13名）

座長	世耕 弘成（自民）	田名部 匡代（立憲）	船後 靖彦（れ新）
	青木 一彦（自民）	谷合 正明（公明）	伊波 洋一（沖縄）
	中西 祐介（自民）	柴田 巧（維新）	浜田 聡（女子）
	丸川 珠代（自民）	川合 孝典（民主）	
	小西 洋之（立憲）	井上 哲士（共産）	（5. 3. 27現在）

### 選挙制度に関する専門委員一覧（12名）

委員長	牧野 たかお（自民）	小西 洋之（立憲）	井上 哲士（共産）
	石井 正弘（自民）	谷合 正明（公明）	船後 靖彦（れ新）
	舞立 昇治（自民）	柴田 巧（維新）	伊波 洋一（沖縄）
	石橋 通宏（立憲）	川合 孝典（民主）	浜田 聡（女子）
			（5. 4. 14現在）

## （1）検討の経緯

### 〔参議院改革協議会〕

参議院改革協議会（世耕弘成座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第210回国会の令和4年11月11日に設置された。

第210回国会閉会後及び第211回国会において、本協議会は4回の調査検討を行った。まず、12月16日の協議会（第3回）では、各会派の検討項目案について、各会派の協議員が説明を行った。また、選挙制度の問題について、本協議会の下に「選挙制度に関する専門委員会」を設置することが了承された。選挙制度以外の問題については、各会派から提出された新たな検討項目案の取扱いを含め、座長の下で預かり、次回の協議会で方向性を示すことが了承された。

令和5年2月8日の協議会（第4回）では、本協議会の検討項目について、座長から、「前回の改革協議会において主要論点となった項目」及び「各会派から新たに提案された項目」から成る検討項目案の提案があり、座長提案のとおりとすることで了承された。

4月14日の協議会（第5回）では、会派の異動に伴い、選挙制度に関する専門委員会の委員の追加について決定した。また、検討項目のうち、前回の協議会において主要論点となった「委員会・調査会等の整理再編・活性化・地方との連携」、「行政監視機能の更なる充実」、「デジタル化、オンライン審議」の3項目の改革の経緯・論点等について、事務局から説明を聴取した。

5月31日の協議会（第6回）では、3項目について、各会派の協議員が意見表明を行った。

### 〔選挙制度に関する専門委員会〕

第211回国会において、本専門委員会（牧野たかお専門委員長）は4回の調査検討を行った。

2月8日の専門委員会（第1回）では、本専門委員会の運営等に関する事項について決定した後、今後の進め方について協議を行った。

4月14日の専門委員会（第2回）では、事務局から参議院議員選挙制度の変遷について説明を聴取した後、協議を行った。

5月31日の専門委員会（第3回）では、法制局から参議院選挙における投票価値の平等をめぐる最高裁判決の変遷等について説明を聴取した後、協議を行った。

6月20日の専門委員会（第4回）では、国立国会図書館から主要国の上下院の選挙制度の概要について説明を聴取した後、協議を行った。

## （2）協議会経過

### 〔参議院改革協議会〕

#### ○令和4年12月16日（金）（第3回）

- 一、選挙制度に関する専門委員会の設置について協議決定した。
- 一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

#### ○令和5年2月8日（水）（第4回）

- 一、本協議会における検討項目の選定について協議決定した。
- 一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

#### ○令和5年4月14日（金）（第5回）

- 一、選挙制度に関する専門委員会の構成について協議決定した。
- 一、次の件について協議を行った。
  - イ、委員会・調査会等の整理再編・活性化・地方との連携に関する件
  - ロ、行政監視機能の更なる充実に関する件
  - ハ、デジタル化、オンライン審議に関する件
  - ニ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

#### ○令和5年5月31日（水）（第6回）

- 次の件について協議を行った。
  - イ、委員会・調査会等の整理再編・活性化・地方との連携に関する件
  - ロ、行政監視機能の更なる充実に関する件
  - ハ、デジタル化、オンライン審議に関する件
  - ニ、参議院の組織及び運営の改革に関する件

### 〔選挙制度に関する専門委員会〕

#### ○令和5年2月8日（水）（第1回）

- 本専門委員会の運営等について協議を行った。

#### ○令和5年4月14日（金）（第2回）

- 次の件について協議を行った。
  - イ、参議院選挙制度に関する件
  - ロ、本専門委員会の運営等に関する件

○令和5年5月31日(水)(第3回)

- 次の件について協議を行った。
  - イ、参議院選挙制度に関する件
  - ロ、本専門委員会の運営等に関する件

○令和5年6月20日(火)(第4回)

- 次の件について協議を行った。
  - イ、参議院選挙制度に関する件
  - ロ、本専門委員会の運営等に関する件

### (3) 参議院改革協議会設置要綱

#### 参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

##### 第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長(以下「議長」という。)の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会(以下「参議院改革協議会」という。)を置く。

##### 第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員15人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

##### 第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。
  - ① 議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項
  - ② 参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

##### 第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。